

建設業者団体 様

建設企画課長

### 建設工事の契約に係る提出書類の変更について

このことについて、下記のとおり変更しますので通知します。

#### 記

#### 1 主な変更点

##### 誓約書（入札参加資格要件）の提出（別添 1）

- ・入札参加資格要件を欠如していないことを、入札参加資格申請時や変更届出時だけでなく、契約締結時においても確認するために、誓約書を提出することとします。

##### 現場代理人等決定（変更）通知書（様式第 12 号）の様式の改正（別添 2）

- ・「現場代理人又は配置技術者」と「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」、「他の工事の現場代理人、配置技術者」との兼務の有無について記載する欄の追加。
- ・「特例監理技術者」、「監理技術者補佐」について記載する欄の追加。（配置する場合のみ記載。）  
虚偽等が判明した場合、指名停止等となる場合があります。

##### 現場代理人等決定（変更）通知書（様式第 12 号）の提出期限を「契約締結後 7 日以内」から「工事の始期の前日まで」に改正

- ・「工事の始期の前日まで」の『工事の始期』とは、契約書の頭書に記載された『3 工期の始期日』になります。
- ・余裕期間制度を活用した工事において、余裕期間内に配置技術者を決定することができます。  
なお、配置技術者が決定している場合は、契約締結時の提出でも差し支えありません。

##### 一部様式の押印省略（別添 3 「長崎県建設工事執行規則 新旧対照表」のとおり）

##### 契約に係る提出書類のチェックリストの作成（別添 4）

- ・提出する書類をチェックして、提出漏れがないようにしてください。

#### 2 適用

令和 3 年 2 月 1 日以降に契約締結する建設工事から施行する。